平成２３年（再イ）第４号
北海道名寄市字内淵84番地
再生債務者　志鳥　　郁
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年５月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年５月10日　旭川地方裁判所名寄支部

平成２３年（再イ）第３８号
岩手県奥州市前沢区字沖田84番地１　202号
再生債務者　菊池　秀人
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年５月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年５月10日
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（再イ）第２号
千葉県四街道市和良比227番地92
再生債務者　洞毛　達夫
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年５月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年５月10日　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（再イ）第４４号
愛知県豊橋市内張町20番地39
再生債務者　和田　克彦
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年５月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年５月10日
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（再イ）第２号
山口県宇部市西宇部南４丁目６番16号
再生債務者　真鍋　安政
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年５月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年５月10日　山口地方裁判所宇部支部

平成２３年（再イ）第１０５号
東京都八王子市宇津木町440番地６
再生債務者　山本　泰介
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　本件再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年５月10日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（再イ）第１１２号
東京都国分寺市新町３丁目11番地10
再生債務者　國近　　研
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　本件再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年５月10日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。
平成24年５月23日　　山口県教育委員会
1　失効した免許状
⑴　氏名　山岸　　竜、本籍地　神奈川県
⑵　免許状の種類、番号、授与年月日及び授与権者
①　小学校教諭一種免許状
平１小１第11406号
平成元年３月31日、東京都教育委員会
②　養護学校教諭二種免許状
平１養学２第10057号
平成元年３月31日、東京都教育委員会
2　失効年月日　平成24年３月14日
3　失効の事由
教育職員免許法第10条第１項第２号該当

行旅死亡人

本籍・住所・氏名・生年月日不詳、年齢50歳以上の男性、下顎骨及び第２頚椎のみからなる白骨遺体
上記の者は、平成24年１月22日静岡県伊豆市土肥415番地の４ホテル粋松亭南西松原大橋南西端から西方25.1メートル土肥山川河口にて白骨遺体で発見された。検視の結果死亡日時は不明、死後１年から５年と推定された。身元不明のため火葬に付し、遺骨は伊豆聖苑に仮安置した。心当たりの方は、当市健康福祉部社会福祉課まで申し出てください。
平成24年５月23日
静岡県　　伊豆市長　菊地　　豊

無縁墳墓等改葬公告

二級河川千種川水系千種川河川災害復旧助成事業のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。
なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。
平成24年５月23日　　兵　庫　県
1　墳墓等所在地　兵庫県佐用郡佐用町家内字柳原423番及び447番３地先
1　墳墓等の名称　なし
1　死亡者の本籍及び氏名　不詳
1　改葬を行おうとする者　兵庫県赤穂郡上郡町光都２丁目25番地　兵庫県西播磨県民局長　藤原　由成

会社その他公告

解散公告
当社は、平成二十四年四月二十日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十四年五月二十三日
青森県むつ市緑町二〇番三〇号
有限会社センケン
清算人　大久保良子

解散公告
当社は、平成二十四年五月十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十四年五月二十三日
東京都渋谷区本町二丁目六番三号
プライドホーム株式会社
代表清算人　田所康二郎

解散公告
当社は、平成二十四年四月二十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十四年五月二十三日
東京都杉並区阿佐谷北六丁目七番二号
株式会社ユウ企画
代表清算人　氏家　眞子

解散公告
当社は、平成二十三年九月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十四年五月二十三日
東京都中央区銀座一丁目一四番
株式会社クレイプェージェンシー
代表清算人　末次　豊彦

解散公告
当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十四年五月二十三日
東京都港区赤坂一丁目一一番三三号
ＳＧＤ一般社団法人
代表清算人　鄭　　武壽

解散公告
当社は、平成二十四年一月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十四年五月二十三日
東京都中野区上高田二丁目一番五号
有限会社ユーティーティー
清算人　内藤　純江